

◇主催:門司税関・福岡財務支局・福岡商工会議所・(公財)日本関税協会門司支部

## EPA（経済連携協定）利用支援セミナー

■日時 平成29年1月17日（火）13時30分～16時40分

■場所 福岡合同庁舎新館3階 共用大会議室

参加  
無料

### お問い合わせ

門司税関総務部総務課

電話:093-332-8306

E-Mail

moji-somu@customs.go.jp

本セミナーは、経済連携協定(EPA)の原産地規則や活用方法等を紹介し、EPAの利用促進及び日本企業の国際的な活動の支援を図ることを目的に開催します。

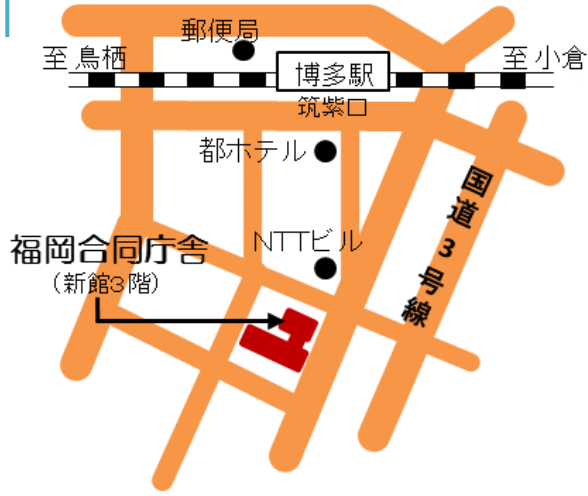
輸出入をされている事業者の方や今後輸出入を始めようと考えていらっしゃる事業者の方、輸出入に携わっていらっしゃる製造業者の方、或いは輸出入をされている事業者と取引関係にある金融機関の方におかれましては、この機会に是非、ご参加いただき、今後の企業戦略・経営戦略の一助としてご活用いただければ幸いです。

ご関心のある方は、この機会にぜひご参加ください。

時間	内容	講師
13:30 ～14:00	<b>「管内の経済情勢等について」(30分)</b> 管内(福岡・佐賀・長崎県)の経済情勢等についてご説明します。	福岡財務支局 財務主幹 貝守 真一 氏
14:00 ～14:30	<b>「EPAの概要について」(30分)</b> EPA利用促進の観点から、直近の状況を踏まえた日本のEPAの概要や、EPAを具体的に活用する場合に必要な事項についてご説明します。	門司税関 業務部長 野口 俊秀 氏
14:30 ～15:00	<b>「関税分類について」(30分)</b> EPAを利用するには、貿易取引しようとする商品がどのHSコードに分類されるのか知る必要があります。この分類の仕組みや基本的なルールについてご説明します。	門司税関業務部 首席関税鑑査官 金子 聖彦 氏
15:00～15:10	休憩	
15:10 ～16:10	<b>「EPAの原産地規則について」(60分)</b> EPA特惠税率の適用を受けるには、貿易取引しようとする商品が当該輸出国の「原産品」と認められる必要があります。原産品のルールや必要な手続き(原産地規則)について、注意点も含めご説明します。	門司税関業務部 原産地調査官 山口 達也 氏
16:10 ～16:40	<b>「原産地証明書の発給手続きについて」(30分)</b> EPA締約国では、輸入国税関に特定原産地証明書を提出することで、関税の減免を受けることが可能になります。この競争力の強化につながる特定原産地証明書の取得手続きについて具体的にご説明します。	福岡商工会議所 会員サービス本部 会員組織・共済グループ長 宮崎 通樹 氏

※セミナー終了後、個別相談の時間を設けます。

## 福岡合同庁舎へのご案内



〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎新館3階 共用大会議室

## 参加申込書

申込先: 門司税関総務部総務課

FAX: 093-332-5336

電子メール: moji-somu@customs.go.jp

会社名・団体名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
参加者	ふりがな
	氏名
	所属
	役職
ご質問等がありましたら、ご記入ください。	

※1月12日(木)までにFAX又は電子メールにてお申し込みください。

※先着順ですので、定員になり次第受付を締め切らせていただきます。

# 参加申込書

申込先: 門司税関総務部総務課

FAX: 093-332-5336

電子メール: moji-somu@customs.go.jp

会社名・団体名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
参加者	ふりがな
	氏名
	所属
	役職
参加者	ふりがな
	氏名
	所属
	役職
参加者	ふりがな
	氏名
	所属
	役職
ご質問等がありましたら、ご記入ください。	

※1月12日(木)までにFAX又は電子メールにてお申し込みください。

※先着順ですので、定員になり次第受付を締め切らせていただきます。